

給実甲第1263号

令和2年2月3日

人事院事務総長

令和元年改正法附則第3条の規定による住居手当の運用について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第51号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定による住居手当の運用について下記のとおり定めたので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

人事院規則9—146（令和元年改正法附則第3条の規定による住居手当）第1条第5号の「人事院が定める職員」は、次に掲げる職員とする。

一 令和2年3月1日において改正法第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「改正前給与法」という。）第11条の10第1項第1号に該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したもの

イ 改正法第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第11条の10の規定を適用したとしたならば新たに同条第1項第2号に該当することとなった職員

ロ 改正前給与法第11条の10第1項第1号に該当しないこととなった職員

二 令和2年3月1日において改正前給与法第11条の10第1項各号のいずれ

にも該当していた職員であって、同月 2 日から同月 3 1 日までの間に同項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなったもの

三 令和 2 年 3 月 2 日から同月 3 1 日までの間に改正前給与法第 1 1 条の 1 0 の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額が 2, 0 0 0 円以下となったもの

以 上